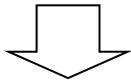


《準備および確認事項》

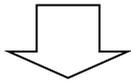
- **自費領収書** が必要です (保険領収書は助成対象外となります)
- **所得確認** ご夫婦合わせて前年度730万円未満であれば申請可能(1月から5月申請の場合、前々年度の所得)
 確認方法：鹿児島市の場合は源泉徴収の給与所得控除後金額欄または市役所子育て支援部母子保健課へ身分証明書持参で確認できます
鹿児島県の場合は各市町村発行の児童手当用所得証明書で確認できます

《申請手順》

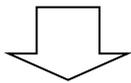
採卵当日
融解胚移植当日
証明書発行準備



妊娠判定日以降
領収書お預かり
↓
証明書作成
↓
証明書・申請書お渡し
領収書返却



● **鹿児島市の方**
鹿児島市役所本館
子育て支援部
母子保健課へ申請
● **鹿児島県の方**
各保健所へ申請



(鹿児島市以外の方)
各市町村への申請

会計時、受付スタッフが助成金申請についてご案内いたします
対象の方を確認し、申請希望の方には助成金ファイルをお渡しします
※誘発開始日から妊娠判定採血1回目までを1治療とし、1回申請できます
例)・排卵誘発 → 採卵 → 新鮮胚移植 → 妊娠判定
・排卵誘発 → 採卵 → 胚凍結 → 3周期以内の凍結融解胚移植 → 妊娠判定
・ホルモン補充 → 凍結融解胚移植 → 妊娠判定 **※7万5千円の助成**

妊娠判定日以降の受付時に、助成金ファイルに**自費領収書**を入れて提出して下さい
後日書類をお渡しいたします
※証明書はお預かり後**1週間程**お時間いただいております
書類のお渡しは窓口で行っております
※証明書作成後、電話連絡を希望される方は案内用紙の返却方法欄にご連絡先を記載して下さい
※状況によっては郵送での受付・返却をお受けいたします
受付スタッフまでご相談ください

申請書類、及び添付書類

- ・ 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書
- ・ 治療対象期間の領収書 (自費のみ)
- ・ 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書
- ・ 印鑑・申請者名義の通帳の写し
 以下*は鹿児島県の申請時のみ必要です **申請場所は別紙参照ください**
 * 住民票 (世帯全員分) ※夫婦別世帯の場合は戸籍謄本
 * 夫婦それぞれの所得証明書 (児童手当用所得証明書)
 ※申請期限は、治療が終了した日の属する年度末までとなります

鹿児島県の方のみ

鹿児島県へ申請後決定通知書を持って各市町村へ申請してください
申請場所・助成内容は各保健所にお問い合わせください
※申請の際に当院での証明書が必要な場合は書類をご持参ください

詳しくは、市役所・各保健所(鹿児島市以外)へお問い合わせください